

令和3年3月15日

「未利用口座管理手数料および自動解約」の導入に伴う 預金規程改定のお知らせについて

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、「未利用口座管理手数料および自動解約」の導入に伴い、預金規程を改定しますのでお知らせいたします。本規程は、改定後の令和3年5月6日以降、新規に普通預金口座（総合口座を含みます。）を開設されたお客さまから適用となります。

記

1. 改定日

令和3年5月6日（木）

2. 改定する預金規程

普通預金（決済用普通預金含む）規程、とくぎん総合口座取引規程

3. 改定内容

普通預金（決済用普通預金含む）規程に以下の条項を新設いたします。

とくぎん総合口座取引規程についても、同様の改定を行います。

18.（未利用口座管理手数料）

- (1) 最後の預入れまたは払戻してから2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い口座（以下、「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理手数料（以下、「未利用口座管理手数料」といいます。）をいただきます。（ただし、2021年5月6日以降に開設された口座に限ります。）
- (2) 前項の預入れまたは払戻しに、利息の組入れならびに未利用口座管理手数料の引落しは含みません。
- (3) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落します。
- (4) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知は行いません。
- (5) 一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返還、および解約した口座の再利用の求めには応じないものとします。

以上

- ・「未利用口座管理手数料および自動解約」についての詳しいご案内については[こちら](#)
- ・改定後の「普通預金（決済用普通預金含む）規程」については[こちら](#)